

公示送達書

8 大納相告示 第 5 号
令和8年8月18日

下記の書類は、当納税課納税相談担当に保管してありますから、出頭のうえ
受領してください。

大野城市長
堤 かなめ



送 受 べ	達 け き	を る 者	氏 名 (名 称)	株式会社 徳進
送 達 す る 書 類 の 名 称	令和8年輕自動車税督促状			
地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を 経過したときに書類の送達があったものとみなされます。				

公示送達書

8 大納相告示 第 6 号
令和8年8月18日

下記の書類は、当納税課納税相談担当に保管してありますから、出頭のうえ
受領してください。

大野城市長
堤 かなめ



(公印は黒色の電子印です)

送 受 べ	達 け き	を る 者	氏 名 (名 称)	株式会社 徳進
送 達 す る 書 類 の 名 称			令和8年市県民税特徴6月分督促状	
地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を 経過したときに書類の送達があったものとみなされます。				